



第10回全国中高教育模擬国連大会(AJEMUN)

G議場 PPまとめ

Afghanistan

1. 自国の現状と立場

我が国は現在、タリバン政権下にあり国内法および司法機能が停止している。最高指導者らにICCの逮捕状が出ているにもかかわらず身柄を拘束できず、非人道的な犯罪が継続している。一方で、旧政府軍や米軍・CIA関係者による戦争犯罪の捜査は大国の圧力により進捗が滞っており、極めて不平等な状況にある。ICC最大の課題は「実効性のなさ」と「財源の乏しさ」にあり、我が国はこれらを打破する制度改革を求める。

2. ICCが抱える構造的課題(悪循環)

大国は自国の司法が機能しているため加盟のメリットが薄く、情報の流出リスクや分担金・逮捕義務を忌避して加盟を避けている。大国が加盟しないことで資金・執行力が不足し、結果として我が国のように現在進行形で公正な裁判や裁判所の介入(守られること)を必要としている発展途上国・当事国が実害を被るという悪循環が生じている。

3. 自国が提示する具体的な改革案

この悪循環を断ち切り、実効性と実質的平等性を確保するために以下の6点を提案する。

①インターポール(ICPO)との連携強化: ICC独自の警察権に頼らず、ICPOとの公式協力により身柄拘束の執行力を高める。

②不履行国に対する制裁: 逮捕要請を不当に拒否する加盟国に対し、明確なペナルティを課す。

③判決前の即時被害者救済: 裁判に時間を要する間も、被害者支援(TFV)を判決確定前に即時稼働させる。

④ローマ規定厳守と権利制限: 協力義務を怠る不履行国に対し、締約国会議(ASP)での権利停止や外交的・経済的支援の凍結を行う。

⑤大国圧力からの協力国保護: 大国からの圧力や制裁を恐れて捜査協力できない国を守る保護制度を設ける。

⑥和平協力による罪の軽減: 捜査や平和的解決に貢献した容疑者に対し、減刑(情状酌量)というインセンティブを提示する。

Australia

みなさんこんにちは。オーストラリア大使です。オーストラリアは今会議の各論点において、以下の建設的かつ現実的な政策を掲げます。

論点1: ICCの実効性と持続可能性の強化



- 地域機構との連携と連絡チャネルの強化: アフリカ連合(AU)をはじめとする各地域機構や各国の和平プロセス・人権メカニズムが、ICCの司法プロセスと矛盾・摩擦を起こさないよう、実務的な常設の連絡・調整チャネルを強化します。
- 補完性の原則に基づく能力構築: 「国内司法のキャパシティ・ビルディング」を徹底します。先進国が資金や法整備のノウハウを提供し、グローバル・サウスの国々が「まず自国の手で国際犯罪を裁く」環境を作ることで、主権の尊重と国際正義を両立させます。
- インセンティブ重視の協力姿勢: ペナルティや不毛な制裁による対立を避け、「非協力国」に対しては司法支援や被害者支援インフラの共有といった「協力したくなるメリット」を豊富に提供するアプローチを軸とします。

論点2: 被害者支援の多角化とインフラ防衛

- 被害者信託基金(TFV)の拡充と多角化: 既存の被害者救済の枠組みを活用しつつ、新たに「気候・環境危機」に起因する人道危機や被害にも支援の手が行き渡るよう、TFVの多角的な拡充を呼びかけます。
- 技術的・実務的な協力の推進: ICCは国内裁判所の代替ではなく「最後の砦(補完的存在)」であるという原点を強調し、先進国主導による二国間支援や司法交流の枠組みを通じた技術的・実務的バックアップを強化します。
- セキュアなインフラの導入・維持: サイバー攻撃や外部からの業務妨害を防ぐため、オープンソース型を活用したセキュアな裁判・通信システムの導入・維持を目的とした自発的拠出と技術支援を行います。

各国の立場やアプローチは多様ですが、その違いを乗り越える架け橋が必要です。対立ではなく『実務的な協力』と『被害者支援』を合言葉に、国際刑事裁判所の持続可能な未来を共に築き上げましょう。2日間の会議、どうぞよろしくお願いいたします。

Bangladesh

バングラデシュは、国際刑事裁判所(ICC)が重大な国際犯罪に対する責任追及を行い、不処罰の防止や法の支配の実現に重要な役割を果たしていることから、その存在と活動を支持する。一方で、ICCがより公平で実効性のある機関となるためには、加盟国間の協力体制の強化や制度改革が不可欠であると考えている。我が国は、補完性の原則を尊重しつつ、ICCの実効性と信頼性を高めるための現実的な改革を推進する立場を取る。

バングラデシュはローマ規程締約国として、ロヒンギャ問題に関するICCの捜査や証拠収集に協力するなど、国際刑事司法の実現に積極的に取り組んできた。しかし、ICCには容疑者の逮捕や身柄引渡しを加盟国の協力に依存していることや、加盟国が限られていること、政治的影響を受ける可能性があることなど、実効性と信頼性に関する課題が残されている。

これらの課題を解決するため、バングラデシュは加盟国間の司法協力を強化し、逮捕・証拠収集・身柄引渡しに関する協力体制を充実させることを提案する。また、ICCへの安定した財政的・人的支援を確保するとともに、Independent Expert Review(IER)の改革勧告を着実に実施し、裁判所の透明性と運営効率を向上させることが重要であると考えている。さらに、ICCと国連や地域機関との連携を強化し、重大な国際犯罪に迅速かつ効果的に対応できる体制を構築すべきである。



バングラデシュは、各国の司法主権を尊重する補完性の原則を維持しながら、締約国が協力してICCの実効性と信頼性を高めることが、被害者の保護と国際社会の平和と正義の実現につながると考え、建設的な議論に貢献していく。

バングラデシュは、各国がICCの実効性向上という共通の目標の下で建設的な対話を重ね、加盟国間の協力体制をさらに強化していくことを期待する。また、国家主権と国際刑事司法の両立を図りながら、公平で信頼性の高いICCの実現に向けて、全ての締約国が責任ある姿勢で議論に参加し、実効性のある制度改革を進めることを呼びかける。

Brazil

ブラジル連邦共和国は国際刑事裁判所がジェノサイドの罪や人道に対する罪などの計4つの国際的な「最も重大な罪」を裁くために重要な役割を果たしており、国際社会における司法の管理と人権に保護に欠かすことのできない機関だと考えています。また、ブラジルはICC加盟国としてローマ規程を全面的に支持する方向性です。

しかし現在、ICCは財政問題や国同士の協力不足、判事・検察官への政治的圧力、裁判の公平性などの数多の課題を抱えており、本来発揮されるべき実効性や信頼性が十分に機能されていません。

そんな状況に対して我々ブラジルは以下の改革を提案します。

第一に、加盟国間の協力を強化することです。

話し合いの場を設けることで国同士の情報共有が円滑になるようにしたり、また、法整備が整っていない国に対し人材のどの支援を行うことで協力を強化できると同時にICCの介入基準である「補完性の原則」をより実現できるようになります。

第二に、ICCの財政の安定を図ることです。

裁判などにかかる費用に関わる情報を公開することで使用用途の透明化を図り、分担金滞納国に対して支払い計画書の提出を求めることで、国の事情を把握しながら予算を作成できると同時に国は計画的な支払いができるようになります。

第三に、ICCの独立性を守るために、ASPの下で判事・検察官への政治的圧力を監視、報告する制度を制作することを提案します。

ブラジルは、各国の主権と「補完性の原則」を尊重しながら、多国間協力を強化していくことによってICCの実効性や信頼性を高め、より効率的で公平な国際司法の確立に向けて貢献していく所存です。

Burkina Faso

1.政策の方向性(トップ・ボトムライン)

我が国は、現行ICCの「大国への不処罰(二重基準)」と「アフリカ偏重(バイアス)」という構造的暴力を非難する。現在のICCは、アフリカ諸国の主権を侵害する新植民地主義の道具と化している。我が国のトップラインは、ローマ規程の原点である「補完性の原則」の厳格化、および検察官の恣意的な訴追権限を制限するチェック機能の確立である。ICCのリソースは「介入」ではなく、加盟国の「国内司法能力の向上」へ優先配分されねばならない。一方、我が国のボトムラインは、国家主権の絶対尊重が明記されない決議案、および不平等を無視した一方的な「ICCの権限・予算強



化」への反対である。不条理な構造を温存したまま強化に終始するならば、我が国は「ローマ規程からの脱退通告」という究極の選択肢を辞さない。

2. グループニング

我が国は議場が以下の3ブロックに分かれることを提案する。

①現状維持・ICC強化ブロック: 欧州中心の対立陣営。主権無視の権限強化は加盟国の協力を失い、形骸化を招くだけだと反論する。

②制度改革・格差是正ブロック: アフリカ等の主要国。「現行ICCは正当性の危機にある」という大前提を共有し、自陣営へ巻き込む。

③主権重視・司法原則回帰ブロック: 我が国およびコア同盟国であるマリ。公式討議(モデ)では上記の「3ブロックによる構造化」を提案する。機能不全の原因は能力不足ではなく格差と主権侵害にあると理詰めで証明し、主導権を握る。非公式討議(アンモデ)では、マリを軸に格差是正ブロックを「欧州の言いなりでは格差は直らない」と説得し、数で圧倒するマジョリティを形成する。

3. 決議案

決議案の方向性我が国が主導する決議案は「国家主権の尊重と構造的格差の是正を両立させる包括的改革」である。①ICCのリソースを「国内司法能力の向上支援」へ優先配分する、②各国の治安情勢を無視した検察官の政治的訴追へのチェック機能を強化する、③国連安保理による付託など大国による政治利用の二重基準を打破する、の3点を明記した決議案の共同提案国となり、グローバルサウスの利益を最大化する。

Cambodia

私たちはICCの実行性を強化する上で、ICCにすべての国が加盟し、そして安保理との関係を断つ必要があると考える。理由は、安保理の常任理事国が持つ拒否権の存在が大きいからだ。ICCと拒否権の問題は深く関係している。実際に常任理事国が拒否権を行使しICCからの捜査が不可能になっている地域も存在する。果たして世界は公平であると言えるのだろうか。すべての国がICCに加盟して組織的に強くし、独立するべきと思う。世界情勢においても三権分立される必要があるのだ。

次にICCに求める改革として逮捕状が出されている者の逮捕、引き渡しを行った国を支援、保護するという法の確立を求める。2024年、プーチン逮捕未履行問題が勃発した。ロシアに資源を依存しているモンゴルは、逮捕後の貿易を懸念して協力義務を果たさなかった。私たちカンボジアも他国に物資を依存してしまっている傾向がある。そのような場合、依存している相手国の人を逮捕することにはためらいが生じる。そこでICCには、逮捕を遂行した際、逮捕を行った国を保護、支援する取り組みを実行してほしいのだ。貿易相手国の人々が逮捕し、何らかの原因で輸入が極端に減ってしまった場合、加盟国同士で減った分を輸出するなど助け合う。「逮捕し、ICCに引き渡す」という行為が損にならない仕組みを作る必要があると考える。

最後に現職国家元首免責の是非について述べる。たとえ国の中枢を担っていたとしても責任を追及され、処罰されるべきだと思う。国家元首の逮捕によってその国内で混乱が起こり、政治的に不安定な状態になってしまった場合、これもICCが支援すべきだ。例えば、選挙を支援する。我国でもポルポト政権が崩壊した後国連が実施した選挙支援を受け、民主化への一歩を踏み出した。ここで忘れてはならないのが、選挙支援に訪れていた日本人が銃撃され、亡くなったことだ。民主化は危険が伴う。それでも、唯一国民の意見を聞ける選挙は大切で、必要であると思うのだ。選挙が行われた後も数年は見守りを続ける。未来の国の方針を決めるのは国民であるのだから、ICC、国連はそれを支援する体制を作るべきだと思う。



Canada

Position Paper (カナダ) —756字—

カナダは、法の支配と人権を重視する立場から、ICCを国際刑事司法の重要な機関として強く支持する。重大犯罪を行った者が、政治的地位や国籍にかかわらず責任を問われる国際社会を目指している。

また、カナダはICCの設立において重要な役割を果たし、ローマ規程の履行に必要な国内法を早期に整備した国の一つである。現在もICCの独立性を尊重し、資金拠出や人材面での支援、国内法に基づく協力などを通して活動を支援している。さらに、ローマ規程の締約国として、ICCから逮捕や捜査への協力を求められた場合には、国内法に基づいて対応する義務を負っている。

しかし、ICCは独自の警察組織を持たないため、容疑者の逮捕や証拠収集を各国に頼っている。そのため、逮捕状が出されても容疑者が引き渡されず、裁判を始められない場合がある。また、ローマ規程の非締約国に対してはICCの管轄権が及ぶ範囲に限界があり、国際犯罪を確実に裁くためには非締約国との協力も必要である。さらに、国際犯罪の捜査や裁判には長い時間と多くの費用が掛かることも課題となっている。

カナダは、ICCの実効性を高めるため、より多くの国が参加・協力しやすい仕組みを整えるべきだと考える。非締約国に対しても、国内司法制度の強化や捜査能力向上を支援し、ICCとの協力によって得られる利益を明確にすることで、より多くの国がICCに参加・協力しやすい環境を整えることが重要である。また、各国の法律家や捜査官を育成する研修制度を拡大し、人材不足を解決する必要がある。さらに、透明性のある基準に基づいて捜査・裁判の優先順位を設定し、限られた予算や人材を効率的に活用することで、手続きの長期化を防ぐべきである。カナダは、ICCの公平性と独立性を守りながら、国家間の協力を強化する改革を求めている。

Chad

大使の皆様こんにちは。Chad大使です。

Chadは、締約国として、深刻な国際犯罪に対する不処罰を撲滅し、ICCの根本理念を全面的に支持します。しかし同時に、我が国は周囲国の紛争に近接する当事国として、国際司法の介入が地域の安全保障や和平交渉に直接的な影響を与える現実を長年経験してきました。

我が国が最も重視するのは「補完性の原則」の徹底です。ICCは、国内司法機関が機能しない場合にのみ機能する「最後の砦」であるべきであり、最優先されるべきは加盟国の国内司法制度の能力向上に向けた支援です。また、過去においてICCの運用が特定の地域への偏重や外交上の免責の軽視と捉えられた経緯を踏まえ二重基準を排し、アフリカ連合をはじめとする地域機関との間で等しく尊重された定例対話の構築が不可欠であると主張します。

以上の立場に基づき、Chadは本会議において2つの主要な政策を提唱します。

第一に、ICCのリソースを単なる捜査や訴追のみに集中させるのではなく、発展途上国における裁判所や法的インフラの強化に向けた資金・技術支援の枠組みを創設することです。

第二に、容疑者の逮捕や捜査に関する地域協力を強化することです。そうすることで、外部からの不透明な介入に頼るのではなく、アフリカ連合や近隣国同士の協力枠組みを活用し、国境を越えた情報共有や捜査・逮捕手続きを地域主体でスムーズに進められる体制を構築することを提案します。



Chile

チリは、国際刑事裁判所 (ICC) およびローマ規程のシステムにおいて、一貫して「強い支持・推進派」の立場をとっています。

チリは2009年に正式にローマ規程を批准し、締約国となりました。

ラテンアメリカ・カリブ海諸国グループ (GRULAC) の一員として、中南米における「法の支配」や「人権の擁護」を外交の柱の一つに据えており、ICCの普遍化を支持する立場を維持しています。

チリ自身は、過去の軍政期における重大な人権侵害を経験しているため、「最も重大な国際犯罪を犯した者は、国家の最高権力者であっても逃れられない」という不処罰の終焉の理念に強い共感を持っています。

その為、国内で裁けない場合はICCの補完性の原則の重要性を深く理解し、支持しています。

特定の国家からICCやその検察官・裁判官に対して政治的・経済的な圧力が加えられた際、チリはASPなどの場を通じて、司法の独立性と国際刑事司法制度全体の保護を訴えてるべきと考えています。

よって、大国や特定の勢力による政治的な横やりからICCを守り、国際法秩序を維持すべきであるという立場をとっていきます。

チリは締約国としての義務を果たす姿勢です。

Colombia

コロンビア共和国は、長年にわたる国内紛争を経験し、和平の実現と重大犯罪への責任追及という課題に向き合ってきた。本稿では、その経験を踏まえ、国際刑事裁判所 (ICC) の役割と課題について考察し、国際司法の実効性向上に向けた提案を行う。ICCは国際犯罪を裁く重要な裁判所であるが、非加盟国の存在や各国の協力不足などにより実効性に課題がある。また、国際政治の影響を受けることもあり、公平性や信頼性の確保が求められている。各国が協力して逮捕・捜査を行うことや加盟国を増やしてICCの実効性を高めること、政治的な影響をできるだけ排除し、公平で中立な司法を維持することが国際社会に求められている。コロンビアは長年の内戦を経験し、和平の実現と重大犯罪の責任追及を両立させるため、国内の特別司法制度を整備してきた。その経験から、ICCは重大な国際犯罪を裁く重要な役割を担う一方で、各国の主権や国内司法を尊重する「補完性の原則」を維持することが重要だと考える。コロンビアはICCの予備審査を受けたが、国内司法を強化した結果、2021年に予備審査が終了した。この経験から、ICCと国内司法が連携することが実効性向上につながり、この取組は紛争後の国々にとっても参考となると考える。コロンビアは、ICCの実効性を高めるため、加盟国間の司法協力を強化し、逮捕状の執行や証拠収集、情報共有を円滑に行える体制を整備することを提案する。また、「補完性の原則」に基づき、各国が自国で重大な国際犯罪を裁けるよう、国内司法制度の整備や人材育成への支援を拡充することも重要である。さらに、独立専門家レビュー (IER) の提言を踏まえた制度改革を継続し、裁判や捜査の透明性・公平性を向上させることを求める。コロンビア共和国は、国際社会が協力して重大な国際犯罪を防止し、被害者の権利を守るとともに、各国の主権と国内司法制度を尊重することが重要であると考えている。ICCと各国が互いに補完し合うことで、より公平で実効性のある国際司法制度を実現し、平和と正義の両立を目指す。



Cyprus

Dominican Republic

ドミニカ共和国は、重大な国際犯罪を行った個人の責任を問い、被害者の権利を守るため、国際刑事裁判所 (ICC) とローマ規程体制を支持する。我が国は2005年にローマ規程を批准し、2018年にはICCとの協力手続を定める法律第32-18号を整備した。ICCが十分に機能するには、各国による逮捕・引渡し、証拠提供、証人保護などの協力が欠かせない。しかし、国によって法律、専門人材、予算、捜査能力が異なるため、協力を求めるだけでは実行できない場合がある。

そこで我が国は、第一に、各国の窓口設置、捜査官・裁判官への研修、デジタル証拠の保存、証人・被害者保護を支援する「ICC協力能力強化制度」の設置を提案する。支援は各国の必要に応じて行い、中小国に過度な負担をかけないものとする。

第二に、ICCの独立性と信頼性を守るため、判事や検察官への不当な政治的圧力や制裁に対する締約国の共通対応、安定した予算、活動と支出の透明な報告、独立した倫理監督を求める。ただし、監督制度が個別の捜査や裁判内容に介入してはならない。

ドミニカ共和国は、ラテンアメリカ・カリブ諸国をはじめ、ICCを支持する各国と協力し、公平で実行可能な改革を目指す

DR Congo

我々コンゴ民主共和国はルバンガ事件をはじめとして様々な事件をICCに付託してきた。その経験からICCに協力する確固たる姿勢を持って今会議に臨む。一方でICCと密接に関わってきた我が国だからこそICCの「限界」も知っている。協力義務で留まる加盟国のローマ規定遵守、非加盟国による身勝手な制裁、資金不足による国民への被害の看過。これらの課題を早急に解決しなくてはならない。ICCが取り扱うのは特に重大な犯罪である。国民の命を最重要視し、一刻も早く被害者が救済される世界となることを望んでいる。今回の会議では理念や理想を語るだけではなく、具体的な政策を全加盟国の賛成によって国際社会に示す必要がある。我々が提案する政策として、論点1では補完性の原則を重視し、国内司法制度の拡充を目標とする。ICCは特に重大な犯罪を国家の司法制度で対応できない場合に裁くための機関であることから、まずは国内司法制度を拡充させICCの負担軽減と真に必要な裁判への対処を優先することができる。そして、そのための技術やノウハウ支援を求めていく。また、全世界共通のデータプラットフォーム作成による証拠採集簡略化、ローマ規約締約国の協力義務強化、裁判時間縮小などにも取り組んでいく。論点2では財政的独立を一番の目標とし、被害者救済基金作成を提案する。そもそも裁判を行う理由は加害者の逮捕と被害者の救済である。その中で重視すべきは圧倒的に被害者の救済である。人道に関する犯罪など、絶対に起こってはいけぬはずの事件を裁くことができるのがICCであり、救済することができるのもICCである。被害者救済のための基金TFVは設立されたものの資金が全く足りていない。その理由としてICCが扱う犯罪が主に戦争に関係したもので被害者の数そして被害額ともに莫大だからである。そのため、近年実施されている加害者の資産回収強化、分担金



からの拠出、国連機関との協力を進め、この課題を解決していく。ローマ規定締約国会議の決議は基本コンセンサス、採択が3分の2以上であることを常に頭の中にいれ、国際社会として団結し、不処罰なき世界の実現を期待している。

Ecuador

Position Paper(エクアドル)

エクアドルは、国際法の尊重、人権保護及び法の支配を外交の基本原則としており、2002年にローマ規程を批准したICC(国際刑事裁判所)の締約国として、その活動を一貫して支持している。ICCはジェノサイド、戦争犯罪、人道に対する罪などの重大な国際犯罪を裁き、不処罰を防止する上で不可欠な国際機関である。一方で、逮捕状の執行や証拠収集が加盟国の協力に依存していること、裁判の長期化や予算不足、主要国の一部がローマ規程に参加していないことなどにより、その実効性には課題が残されている。

エクアドルは、ICCの実効性を向上させるためには、加盟国間の協力を制度的に強化することが重要であると考え。具体的には、逮捕・引渡し・証拠提供に関する共通ガイドラインの策定、安全な情報共有体制の構築、司法能力が十分でない国への法整備や人材育成支援を提案する。また、ローマ規程締約国会議(ASP)の下で独立専門家レビュー(IER)の勧告を継続的に評価する仕組みを強化し、裁判の迅速化、運営の透明性向上、十分な予算と人員の確保を進めるべきである。

同時に、制度改革は司法の独立性と「補完性の原則」を損なうものであってはならない。ICCは各国の司法制度を補完する機関であり、国内で適切な捜査・裁判ができない場合に限って機能すべきである。エクアドルは、国家主権を尊重しつつ加盟国間の協力を強化し、公平性、透明性及び説明責任を備えたICCを実現することが、重大な国際犯罪の防止と処罰、そして国際社会における平和と法の支配の確立につながると考える。

El Salvador

私たちエルサルバドル共和国は、過去の内戦と長年の暴力を経験したことから、平和で安定した社会をつくるためには、法の支配と公正な司法が欠かせないと考えている。中小国である我が国にとって、国際法は安全と主権を守る大切なルールであり、軍事力ではなく公平なルールによって国際社会が支えられることが重要である。そのため、我が国は2016年にローマ規程を批准し、カンパラ修正も受け入れることで、ICCの活動を支持してきた。しかし現在、ICCは実行力のなさ、財政難、政治的な影響を受けやすいなどの課題に直面している。また、ICC職員への個人制裁や資産凍結、渡航制限、資金面での圧力などは、裁判所が公平に活動することを妨げるおそれがある。国際司法が正しく機能するためには、どの国に対しても政治や国力に左右されない判断ができることが大切であると考え。我が国は国家同士の対立を深めるような強い措置よりも、まずICCが政治的な影響を受けずに活動できる環境を整えることを優先したい。そこで我が国は二つの政策を提案する。第一に、「国際司法独立対話フォーラム」の設立である。このフォーラムはICCの管轄下で設け、非加盟の国が懸念を表明することができる公式な場として機能する。そして各国の司法関係者や専門家も国際司法への政治的な干渉を防ぐための考え方を話し合うことで懸



念を緩和し、武力ではなく話し合いによる解決を目指す。これにより国際司法への政治的な干渉を防ぐことができる。第二に、「ICC証拠保全・サイバー防衛制度」の強化である。デジタル証拠や裁判に関わる情報を安全に管理し、外部からの攻撃や情報漏えいを防ぐことで冤罪のリスクが減ったり、ICC職員への不当な制裁を防いだりすることができたりと、公正な裁判を支える環境を整える。公平性が維持されることで実行力が強化され、国際犯罪、戦争の抑止に繋がるだろう。私たちエルサルバドルは、どの国の影響も受けない独立した司法こそが、すべての国が安心して協力できる土台になると考える。我が国は、法の支配を守るため、加盟国と協力を続けていく。

France

Germany

自国は、法の支配、人権の尊重、多国間協力を外交の基本理念としており、ICC は重大な国際犯罪の不処罰を防止するために不可欠な国際司法機関である。第二次世界大戦後のニュルンベルク裁判の経験を踏まえドイツは「重大な国際犯罪は国際社会が咲くべき」という考えを重視する国となり、1998年のローマ規程の採択を積極的に支持し、ICC 発足以来、財政支援や司法協力、制度改革を通じて ICC の活動を継続的に支援してきました。自国は、ICC の実効性を向上させるため、IER の提言を着実に実施し、裁判手続の迅速化や組織運営の改善を進めることを重視します。現在、ICC では事件数の増加や裁判期間の長期化、予算や人員不足が課題となっており、これらを解決するためには IER の改革案を段階的かつ継続的に実施することが不可欠です。ASP において IER の提言の実施状況を毎年確認・評価し、加盟国が改革の進捗を共有できる仕組みを提案します。また、加盟国が逮捕状の執行、容疑者の引渡し、証拠提供などの司法協力の状況を定期的に報告し、課題や成功事例を共有することで、加盟国全体の協力体制を強化に加えて加盟国による安定した財政支援と専門人材の育成、デジタル技術への投資などの制度改革を進めることが、ICC の実効性向上と重大な国際犯罪の不処罰防止につながると考えます。また、ICC が公平で信頼される国際司法機関として機能し続けるためには、その独立性と信頼性を確保することが不可欠であり、裁判官や検察官が政治的圧力や制裁を受けることなく職務を遂行できる環境を整備する必要があります。ICC 加盟国が裁判官・検察官に対する不当な政治的圧力を行わないことを確認する共通原則を ASP で採択し、状況を定期的に確認する仕組みを設けることを提案します。さらに、裁判官・検察官の選出では、専門性や倫理性を重視した透明性の高い選考制度を維持・強化し、政治的影響を最小限に抑え、予算の透明性を高めることが重要です。EU や国連と連携してローマ規程への加盟を促進し、国際協力を深めることで、ICC の独立性と信頼性を維持し、ICC の発展につなげたいと考えます。

Ghana

ガーナはAU諸国と協調し、以下の政策を主張する。
1. 国家主権による国内の統治を優先し、国内の安定に重大な危機をもたらす場合に限りICCの介入を認める。ただし、現在職国家元首は、国内の和平を優先すべきであるため、その責任を免じることとする。



2. ICCの履行強制手段については、非協力的な態度をとる国に対し、インセンティブを通じて協力を促したい。
3. 判事・検察官の独立性に関しては、国家による司法への介入は裁判の公平性の観点から認められないため、制裁を持って公平性を保つべきである。

Hungary

我が国は国際法秩序の最上位概念は国家主権の尊重及び内政不干渉の原則であると認識する。ICCが独立性と信頼性を確保するためには、西欧主流派の政治的イデオロギーや特定のNGOによる司法の武器化を排除し、多極化する国際秩序の現実を反映した厳格なガバナンス改革が必要であると考え。我が国の政策として、補完性の原則の厳格化と主権の最優先、財政的自立の確保と使途指定寄付の禁止、圧力に対する外交的調停の重視がある。補完性の原則の厳格化と主権の最優先では、ICCは国内裁判所が機能しない場合の最後の手段であるべきだが、現状は加盟国の民主的な司法手続きを軽視し、安易に管轄権を拡大する傾向が見られる。捜査開始における国内司法の不効力を判定する客観的基準を厳格化し、当事国の主権を最優先するルールを設けるべきである。また、地政学的緊張を避けるため、国連安保理の許可がない限り、非加盟国への介入を制限する。財政的自立の確保と使途指定寄付の禁止では、資金力を背景とした一部の西欧諸国や国際NGOが、特定の捜査に資金を提供する使途指定寄付は、ICCの捜査優先順位を不当に歪める財政的圧力となり得る。これらを全面的に禁止し、すべての拠出金は使途を限定しない一般財源として一括管理、分配するルールを義務付けるべきであると考え。圧力に対する外交的調停の重視において、外部からの政治的圧力や制裁に対し国際社会が一律の対抗制裁で応じるべきではなく、法的な報復措置は外交的孤立と分断を深めるだけであり、現実的ではないと考える。締約的国会議主導による常設の外交的調停・対話プロセスを創設し、当事国との実務的な対話を通じて摩擦を解消するガバナンスが重要である。我が国はICCが特定の価値観を強要する超国家機関ではなく、国家主権を尊重する公平な補完的司法機関へと回帰することを強く求める。主権平等と現実主義に基づいた、中立な国際司法秩序の構築に向けて、我が国はこれら上記の政策を提案する。

Italy

私たちイタリア共和国は、ICCの「ローマ規程」を批准している正規の締約国であり、原則としてICCの決定を支持・執行する義務を負っている。

今まで、2002年のICCの設立やICCの財政面への支援、また、被害者支援などで、深く貢献してきた。

しかし、近年、政治的判断による制約のため、ICCの決定を執行できない場面に直面したことがある。

そこで、私たちは今回の議題である「ICC改革」について、次の2つの政策を提案することにした。

第一に、政治的圧力をなくすための規程を新たに設定することを提案する。ICCに加盟している国は、政治的圧力が関係すると、協力したくてもやむを得ずICCの決定を受け入れられないことが発生してしまう。しかし、この規程を新たに設定することで、圧力によって逮捕、拘束ができないことを防ぎ、ICCの実効性を高めることができると考えている。



第二に、ICC内に独自の警察部隊を設けることを提案する。理想は、各加盟国にICC独自の警察部隊を配置することである。さらに、ICCが協力を求めた際は、各加盟国にその国内での緊急事態を除いて、警察部隊を派遣することを努力義務としたい。これにより、戦争犯罪やジェノサイドの抑止力になるとともに、ICCがよりよい方向に改革され、実効性を高めることができると考えている。以上2点の提案については、私たちイタリアだけでは達成ができないため、各加盟国と相談して協力し、ICCの実効性の強化と改革を目指したい。

Japan

我が国は、法の支配の推進および不処罰の防止に向け、国際刑事裁判所の創設以来、最大級の資金拠出国および所長輩出国としてその活動を強固に支えてきた。現在、ICCは外部からの不当な政治的圧力、分担金未払いによる財政難、逮捕状執行を巡る実効性の課題に直面している。我が国は中立的かつ実質的な外交を通じ、裁判所の独立性の死守と実効性の向上を両立させる改革を主導する。

まずICCの実効性強化に向け、主権を尊重しつつ途上国の国内司法能力を高める「積極的補完性」の推進を提唱する。独自の警察組織を持たないICCの実効性を高めるには、加盟国の自発的な協力が不可欠である。国連薬物・犯罪事務所(UNODC)や二国間支援機構(JICA等)との連携を通じて途上国の捜査・司法インフラ整備や人材育成を支援し、自発的な捜査協力を可能とする基盤を構築する。さらに、インターポール等との実務的な警察連携を強化するとともに、協力不履行国に対しては一方的な糾弾ではなく要因をヒアリングし技術支援を行う対話枠組みを設置する。次に構造改革と独立性の堅持に向け、非締約国等による判事や職員への不当な威圧や制裁に対し、締約国会議(ASP)として彼らとその家族を保護・支援するシステムを確立する。財政面では分担金滞納の解消に向けた措置を強化し、特定の寄付金に依存しない公平で透明な共通予算モデルの運用を徹底する。また、「独立専門家グループ(IER)提言」に基づき、予備調査や裁判手続きの迅速化・効率化を断行し、持続可能な体制を確立する。

我が国は、オランダをはじめとする欧州諸国から、主権や地域的懸念を重視するアジア・アフリカ・中南米の諸国に至るまで、すべての加盟国の声に耳を傾ける役割として行動する。対話と連携を通じて実務的な共通の着地点を見出し、力強く公正な国際司法秩序を築くため、各国代表団と精力的に協働することを表明する。

Jordan

国際刑事裁判所(ICC)は2002年のローマ規程発効以来、ジェノサイド・人道に対する罪・戦争犯罪・侵略犯罪を裁く唯一の常設国際刑事法廷として機能してきた。しかし現在、司法の独立性への政治的圧力、逮捕状が執行されない事例、そして不安定な財政基盤という深刻な課題に直面している。

ヨルダンにはICCの廃止ではなく、既存制度の強化こそが現実的な道であると確信している。

1998年にローマ規程に署名し2002年に批准したヨルダンは、中東・北アフリカ地域における数少ないICC締約国の一つである。紛争地帯に隣接し、約140万人のシリア難民を受け入れてきたヨルダンにとって、国際刑事正義の実現は理念ではなく現実の必要性である。正義が実現されない地域が不安定化することを、ヨルダンは自国の経験から痛感している。

ヨルダンは、国家主権の尊重と国際刑事責任の追及は対立するものではなく、適切な制度設計に



よって両立できると確信している。

この立場から、ヨルダンには以下の四点を提案する。

第一に、司法・検察の独立性の保護である。ICC職員への制裁・脅迫に対して締約国が連帯して対応する共同声明制度を確立し、政治的圧力への集団的防御を構築する。

第二に、逮捕状執行率の向上である。ローマ規程第89条に基づく執行義務の法的解釈を明確化するASP決議を採択するとともに、地域機構を通じた外交的働きかけと協力促進のためのインセンティブ制度を導入する。

第三に、安定的かつ予測可能な財政基盤の確保である。締約国の分担金制度を各国のGDPに比例した形で精緻化し、現行予算の透明性と効率性を高める。

第四に、締約国の拡大である。中東・北アフリカ地域の未締約国に対して、法制度整備支援と対話を通じたローマ規程への加盟を促進する外交的働きかけを積極的に行う。

ICCの改革は制度の否定ではなく、その理念をより確かなものにするための取り組みである。ヨルダンは本会議において、建設的な議論を通じて意義ある成果文書の作成に全力で貢献する所存である。

Kenya

論点1では、ケニヤは「加盟国の司法能力強化と協力促進」によってICCの実効性を高めることを重視します。

協力国  南アフリカ  ガーナ  ボツワナ  シエラレオネ  ナイジェリア

論点2では、ケニヤは「透明性・公平性・司法の独立性を強化する制度改革」を通じて、ICCへの信頼を高めることを目指します

協力国

 ドイツ  オランダ  ベルギー  カナダ  ノルウェー

Mexico

我が国は2005年に「100番目の締約国」としてローマ規程を批准して以来、一貫して国際刑事司法の普遍性と「法の支配」を強く支持してきた。近年も人道犯罪の捜査をICCに共同付託するなど国際正義に貢献する一方で、国内における麻薬カルテル等の深刻な組織犯罪対策を巡り、国家主権の尊重および国内司法権の独立性も極めて重視している。これまでの締約国会議では、「組織内部のガバナンス改革」と「外部の国家との協力体制の強化」が議論されてきたが、依然として「手続きの長期化」や選出プロセスにおける地域的な偏り(ガバナンスへの不信感)が課題である。ICC自体の不完全さは国家が主権を委ねる上でのジレンマを生んでおり、本会議では信頼性と実効性を同時に高める実務的な改革が強く求められる。以上を踏まえ、我が国は「不処罰なき世界」の実現と自国の主権防衛を両立するため、以下の2つの具体的な政策を提案する。第一に、外部からの政治的圧力に対する防衛枠組みの構築である。非締約の大国等によるICC職員への不当な制裁に対し、締約国会議全体で即座に一斉反論する共同声明の義務化等を制度化し、捜査の独立性を保護して組織の信頼性を回復させる。第二に、予算を「手続きの迅速化・IT



化」へ集中配分する財政・人事ガバナンス改革である。一部の主要拠出国への過度な財政依存を改め、各国の経済規模に応じた公平な分担金割合を再設計する。同時に、集まった資金を証拠管理や予審手続きのデジタル化(オンラインシステム導入)へ最優先で配分し、裁判の迅速化を達成する。これにより裏の根回しを排除し、中南米やアフリカ諸国の輩出機会を確保する公平な人事システムを確立する。我が国は、負担増を避ける段階的移行や名指しを避けた普遍的な防衛ルール策定という妥協案を提示しつつ、自国の組織犯罪対策への法的執行権を脅かさない形で、全員一致の決議採択をリードする。

Mongolia

「正義は守られるべきですが、その正義は平和と国家の存続があってこそ持続するものです。」初めまして、モンゴル大使です。私たちモンゴル代表は、犯罪情勢が厳しさを増す今日において、ICCが国際社会における法の支配を支える重要な機関であり、重大な国際犯罪の被害者に正義をもたらすという理念を高く評価しております。しかし、国際法の実現には、締約国が置かれた安全保障や地政学的現実も考慮されなければなりません。2024年、ICCから逮捕状が発付されていたプーチン大統領がモンゴルを訪問した際、自国は逮捕を実施しませんでした。その背景には、ロシアとの関係が国家の安全保障や経済に直結するという厳しい現実がありました。自国は、この問題を一国だけの責任ではなく、国際司法と国家安全保障が衝突した際に国際社会全体で解決すべき課題であると考えます。そのため、自国は、逮捕義務を履行した結果、大国から報復や経済的損失を受けるおそれのある中小国に対し、安全保障、経済両面で国際社会が支援する制度を提案します。これにより、本来裁かれるべき容疑者が裁かれない事態を減らすことができます。また、ICCの公平性を高めるためには、アメリカ、中国、ロシアなどの非締約国の参加を促すことも不可欠です。そのため、自国の司法制度が適切に機能している限りICCは介入しないという補完性の原則をより明確に運用し、主権侵害への懸念を軽減すべきです。さらに、ICC加盟を法の支配への貢献だけでなく、大国としての国際的信頼と責任あるリーダーシップの象徴として位置付けることで、加盟への動機を高めるべきだと考えます。自国は、ICCが全ての国にとって信頼される制度となるためには、法の支配と国家の現実を両立させる改革が必要であると考えます。真に公平な国際司法とは、弱い国だけが義務を負う制度ではなく、すべての国が等しく責任を果たせる制度です。自国は、そのようなICCの実現を目指し、議論に臨みます。最後までお読みいただき、ありがとうございました。

Netherlands

国家名: オランダ王国

議題: 国際刑事裁判所 (ICC) の実効性強化および制度改革

オランダ王国は、国際刑事裁判所 (ICC) のホスト国として、また憲法上「国際法秩序の発展」を主導する国として、国際法の支配および「不処罰の撲滅」を常に最優先課題に掲げてきた。国際刑事司法が未曾有(みぞう: 未だかつてなかったこと)の危機に瀕する中、我が国はICCの実効性強化と独立性の堅持に向け、以下の通り明確な政策を提唱する。

第一に、「実効性と協力体制の強化」である。独自の警察力を持たないICCにおいて、締約国の協力確保は不可欠である。我が国は、問題発覚後の非難にとどまらず、締約国会議 (ASP) 主導に



よる「早期警戒・事前協議メカニズム」を導入し、法的・政治的障害を未然に調整する枠組みを提案する。併せて、法制度が未整備な加盟国への捜査・司法能力構築支援を拡充し、自発的協力の促進を図る。

第二に、「司法の独立性と信頼性の防衛」である。近年目立つ非加盟国からの裁判官や検察官等に対する個人制裁や政治的威圧は、国際司法への不当な介入であり断じて許されない。我が国は、加盟国域内でこうした不当な制裁の効力を無効化し、司法関係者の移動・資金・安全を多国間で保護する「多国間防護スキーム」の構築を強く求める。

第三に、「IERに基づく内部改革と持続可能性の追求」である。急増する案件に対応するため、デジタル技術を活用した証拠管理や予備審問手続きの迅速化を推進し、組織の効率性と透明性を向上させる。

我が国は、理念と現実の架け橋となり、すべての加盟国とともに持続可能で強靱な国際刑事司法体制を築くべく、全力で議論に貢献する所存である。

New Zealand

ニュージーランドは、法の支配、人権の尊重及び多国間協調を外交の基本理念としており、ICCが重大な国際犯罪の不処罰を防止し、国際社会の平和と正義を実現する上で不可欠な機関であると考えている。そのため、ICCの独立性と公平性を維持しつつ、その実効性を強化することが重要である。

論点 I 「ICCの実効性をどのように強化すべきか」について、ニュージーランドは、国家主権を尊重するローマ規程の補完性の原則を維持しながら、地域機構との連携を強化することを提案する。具体的には、EUなどの地域機構とICCの連携体制を制度化し、逮捕状の履行支援、証拠収集、国内司法制度の能力構築を共同で進める。また、ICCへの協力に積極的な国に対しては、司法制度整備や人材育成に関する技術・財政支援を実施し、自発的な協力を促進することで、ICCの実効性向上を目指す。

論点 II 「ICCに対して、各国はどのような改革を求めるべきか」について、ニュージーランドは、ICCの独立性をより強固なものとするため、締約国会議の下に、判事・検察官への政治的圧力を監視・報告する常設機関を設置することを提案する。政治的干渉が確認された場合には、締約国が共同声明や外交的働きかけを通じてICCを支援する仕組みを整備し、司法の独立性を確保すべきである。

ニュージーランドは、本会議において各国との建設的な対話を重視し、国家主権と国際刑事司法の両立を図りながら、ICCの信頼性と実効性を高める現実的な制度改革の実現を目指す。

Nigeria



Peru

我が国はすべての国がローマ規程に締結し、ICCの行動を強く推進している南米にあり、ICCの裁判員を輩出している。重大犯罪に対する不処罰の防止を国家的課題として認識しており、国際刑事裁判所 (ICC) の理念である「不処罰なき世界」を強く支持する。ICCは国際社会における刑事司法の中心的機関であるが、執行力の欠如、政治的圧力、財政難、選択的正義による地域の偏り、締結国の非協力といった構造的課題に直面している。ペルーは、補完性原則を維持しつつ、ICCの実効性を高めるためのさらなる制度的強化が必要であると考えている。それに加え、これからのためにもコンセンサスを目指して行きたいと考えている。

まず、我が国はローマ規程によって規定されている犯罪が各国内で処罰できるようにする国内法の整備を各国で行い、必要に応じてICCに積極的補完性に基づく支援を行うように求めたいと考えている。分担金の支払いについては、制裁とインセンティブの併用が最も現実的であり、自発的拠出金への過度な依存の回避、予算透明性の向上が求められていると考えている。さらに、司法制度の能力構築支援や地域機構との連携を通じて協力を促進したいと考えている。さらに、捜査の開始等の判断の際はその判断の根拠を示すようにしたいと考えている。

制度改革においては、我が国はペルー出身の裁判官が制裁を受けているため、ICC職員への制裁を非常に問題視しており、制裁を禁止する議論を加速化させるための国際的枠組みの構築が不可欠である。さらに、ペルーは、地域機構 (OASなど) などとの協力を通じて、ICCの履行支援と和平調整を補完する枠組みを提案する。

以上のようにペルーは、一時大統領による人権侵害がささやかれ問題視されていたこともあったが、ICC改革に向けた建設的な合意形成に積極的に貢献し、国際刑事司法の強化及び、地域機構との協力を通じて国際社会の平和と正義の実現に寄与していき、コンセンサスを目指して今会議に臨みたいと考えている。

Republic of Korea

大使の皆さん、こんにちは。韓国大使です！

韓国は国際刑事裁判所を国際犯罪の防止において非常に重要な役割を果たすものであると考え、支持している。

韓国は2002年のローマ規程批准後以降はローマ規程締約国会議に参加し、国際的な合意の形成に努めてきた。さらに韓国は、過去にICCの所長を輩出し現在では韓国出身の裁判官がICCで活躍するなど、ICCの発展に貢献してきた。

しかし、現在のICCには多くの課題や問題点が残されている。例えばICCの独立性・公平性の欠如、実効性の低下、各国間での協力不足や財政難などの様々な問題が残っている。そのためこの会議を通じて韓国は問題点に対するICCの制度改革を進めることが重要だ考える。

韓国は論点①では以下の政策を提案する。

- ・国際犯罪の深刻度に応じたレベル分け→国際犯罪を深刻度に応じて分類し、それをもとに優先順位を定めることで、限られた仕事量の中でも重大な犯罪を優先的に訴追することができる
- ・現職国家元首の免責を認めない代わりに最低限の猶予期間を設けること→逮捕状発効後、後継者の確保や権限の移譲を行う期間を設けることで各国の内政の混乱を最小限にすることができる ※猶予期間中はICCの監視下にある
- ・履行のための能力構築→司法機能が十分に整っていない国に対し、技術的支援を行い、各国の証拠収集能力や司法能力を高めることで、ICCの実効性の向上につながる

論点②では以下の政策を提案する。



・ICC判事・検察官に対する保護・支援→判事・検察官の独立性を保つことができる
・加盟国の拠出率の見直し→未払い金問題の解決、安定した財政基盤の形成につながる
・ICCへの寄付システムの確立→民間からの寄付制度を整備することで財政難の解消を図る ※
寄付システムによって集めた資金は独立性・公平性を保つため、裁判に直接関係しない用途で使われる。

韓国は、国際社会における「不処罰なき世界」を実現するためにはなくてはならない機関であると考ええる。今会議において韓国は他国が提案する政策に対しても積極的な議論を行い、合意の形成に貢献したいと考える。

South Africa

Spain

我が国は国際法に基づく国際秩序の維持において、国連（UN）で中心的な役割を果たし、法の支配と刷新された効果的かつ包括的な多国間主義を掲げている。人権が保護された持続可能な開発が促進される平和な世界に向け、強固で合法的な多国間機関の推進に積極的に関わり、ローマ規程の採択直後に署名した最初期からの締約国である。これまでICCに多大な貢献を行っており、最近ではウクライナ戦争の捜査や被害者信託基金等に120万ユーロ近く、制度向上や捜査・起訴費用に150万ユーロ近くの支援を拠出した。我が国は大国の非加盟や安保理の機能不全による二重基準の深刻化、および独自の執行力欠如という課題に強い懸念を抱いており、これらを根本的に解決したいと考えている。

そのため論点1では、重大犯罪におけるICCの調査義務化を提案し、権限を大幅に強化する。これに伴い、財源確保にも繋がる罰金の導入などペナルティを多様化し、投票権停止処分の普及によりICCの影響力を強める。現職国家元首の責任追及も優先すべきだ。また、地域機構が重大犯罪の該当性を事前審査しICCへ協力することを義務化する。加えて、国連総会決議でも捜査や付託を後押しできる補完的政治制度の確立、締約国の義務違反に対する締約国会議（ASP）の制裁機能厳格化を求める。現地捜査拒絶への対抗策としてデジタル証拠収集の拡充と司法防衛を進め、非加盟国への外交的アプローチによる普遍的基盤の拡大を提案する。

論点2では、ICCの判事等が外部から不当な制裁や政治的圧力を受けた際、その制裁を決定した判決の効果を無効化し、生じた損害賠償を当事国に請求可能とすることを提案する。これは職員を保護し、ICCの信頼性を高める。また、分担金未払い国には毎年の報告書提出を義務付け、理由が不当な場合はペナルティを科す。やむを得ない場合は寄付金を原資に、ICC主導で支払い支援を行う。

このようにスペインはICCの重要性を訴え、実効性強化に向けて動く不可欠なパートナーである。



State of Palestine

パレスチナは、国際刑事裁判所(ICC)の独立性と実効性が、政治的圧力や非協力によって損なわれている現状を深刻な問題として認識する。加盟国が被害者を引き渡した際に圧力を受ける事例、また協力義務が政治的理由で回避される事例は、国際刑事司法の根幹を揺るがし、被害者の権利実現を妨げるものである。我が国は、これらの問題に対処する制度的枠組みの強化を国際社会に求める。

我が国は2015年にローマ規定に批准し、国際刑事司法の場で説明責任と被害者中心性の確立を訴えてきた。

論点1に関して、協力義務が政治的理由で回避されることを防ぐため、ローマ規定第112条の下で非協力国に説明責任を課す制度を提案する。この制度は強国を含む全ての締約国に適用され、透明性を確保することで政治的妨害の効果を制度的に弱める。

論点2に関して、加盟国がICCへの協力により被疑者を引き渡した場合、強国から経済的または外交的圧力を受けた場合に、有志国が代替的な経済支援および外交支援を提供する制度を提案する。加盟国が圧力を恐れずにICCに協力できる環境を整備し、全ての案件の逮捕状執行や捜査協力を安定的に進展させる。

これらの2つの制度は、ICC協力の安定性を高め、政治的圧力を制度的に抑制することができる。我が国は、国際刑事司法の独立性と被害者の権利保護を強化するため、国際社会に対しこれらの制度の採択を求める。我が国では長年隣国であるイスラエルとの戦闘が続いている。全ての国で理念を共有し、国益が守られた決議案がコンセンサスで採択されることを期待している。

Switzerland

我が国は、国際平和の維持や正義の実現を大切にしており、法制度の整備にも積極的に取り組んできた。そのため、ICCは、戦争犯罪や人道に対する罪などの重大な国際犯罪を防ぎ、責任を追及するために必要不可欠な機関であると考え、支持している。しかし、我が国はこれまで和平交渉や紛争解決の仲介にも力を入れてきた。その経験から、ICCによる逮捕状の発行が、時には対話や和平への道を閉ざしてしまう可能性があることも認識している。そのため、国際的な正義を守ることと、平和的な解決を進めることの両方を大切に、状況に応じた柔軟な対応が必要であると考ええる。

本来締約国というのは、逮捕や引き渡しを行う義務がある。しかしその協力義務を果たせていないケースがあるのが現状である。それに加え、現職国家元首の免責を認めるか否かなどの法的な議論も決着していない。以上がICCの問題点として挙げられるが、我が国は、ICCは各国の司法制度に大きく踏み込まず、国内司法を補完する機関であるべきだと考える。そのためICCの制度や権限を大きく変更する必要せず、現状を基盤とし、そのうえで実効性や信頼性を向上していく必要があると考える。

我が国は、ICCの理念である重大な国際犯罪の防止と責任追及を実現するため、国内外において法整備や国際協力を積極的に進めてきた。ローマ規程の批准後は、ICCへの協力を円滑に行うための国内制度を整備し、捜査への協力や証拠の提供、必要に応じた引き渡しなど、ICCの活動



を支える体制を整えてきた。また、スイス国内においても、ジェノサイドや戦争犯罪、人道に対する罪などの重大な国際犯罪を処罰できるよう刑法の整備を進め、各国が自ら責任を追及できる司法制度の強化を重視している。さらに、ジュネーブ条約をはじめとする国際人道法の発展や普及にも長年取り組んでおり、国際社会における法の支配の確立と平和の維持に貢献してきた。

我が国は、ICCの信頼性を高めるため、逮捕状の執行において和平への影響を考慮する仕組みや、重大犯罪に対して適切に介入できる基準の整備、さらにICCを支えるための国際的な支援基金の設立を提案する。

Tajikistan

ICCは、重大な犯罪を裁くために重要な役割を担っている。しかし、逮捕状の執行に加盟国の協力が不可欠であるにもかかわらず、履行しなかった国への罰則がないなど、その実効性に課題が残されている。また、ICCの運営について、地域的偏りや政治的圧力への懸念が指摘されており、改革が求められる。

タジキスタン共和国は、論点1について、ICCの実効性を高めるために、加盟国が協力しやすい環境を整備することが不可欠であると考え、ICCの要請を施行した国は、経済制裁や外交上の不利益を受ける可能性があるため、履行した国に対する経済支援や安全保障上の支援を実施する仕組みを設けるべきである。一方、履行しなかった国については、一律に制裁を科すのではなく、理由説明を義務化し、ICCがその内容を審査したうえで、正当な理由が認められない場合に限り段階的に措置を講じることを提案する。さらに、論点2について、ICCの制度が公平に運用されるために、ICC自身の透明性向上と説明責任の強化が必要である。我が国は、ICCが毎年、事件選定や逮捕状執行要請についての判断理由を加盟国総会へ報告し、加盟国が質疑できる制度を設けることを提案する。これにより、政治的圧力によってICCの判断や支援制度などが公平になり、政治的圧力によって運営が左右されることへの懸念を軽減、加盟国からの信頼向上につながると考える。

我が国は、ICCの独立性、公平性を維持しつつ、加盟国が現実的に協力できる制度を整えることこそが、ICCの実効性と国際社会からの信頼をともに高める方法であると考え、すべての加盟国が公平な立場で協力し、持続可能な制度改革を進めることを期待する。

Tanzania

タンザニアは、ローマ規程の初期からの誠実な締約国として、またルワンダ国際刑事裁判所のホスト国として、不処罰の撲滅と国際刑事司法の発展に関与してきた。我が国はICCの重要性を深く認識する一方、概説書でも指摘されている「執行力の欠如」や「捜査対象の地域的な偏在」といった問題を重く受け止めている。特定の地域のみが訴追対象となる現状や、非締約国の大国による政治的圧力を放置することは、国際刑事司法の正当性を揺るがす死活問題である。本会議において我が国は、ICCの「信頼回復」と「実効性強化」のために二つのアプローチを提案する。第一に、主権尊重と補完性の原則の徹底である。制裁的な義務化ではなく、締約国の国内刑事司法能力を高める支援枠組みの創設や、アフリカ連合(AU)等の地域機構と公式に連携した協力体制の構築を求める。第二に、組織運営の透明化である。検察官の事態選定基準の厳格化と客観的



なルールの策定により、政治的偏向性を完全に排除し、地理的調和の取れた普遍的な裁判所へと改革すべきである。我が国は、誠実な締約国の立場から、途上国の主権平等を守りつつ、先進国とも建設的な協調を図り、真に公平で実効性のある国際刑事裁判所改革の実現に向けて議論したい。

Timor-Leste

我が国東ティモールは、2002年に独立した新興国であり、国内の法整備も完全に整っていない。また、独立前の隣国からの武力攻撃の際には、国連の臨時裁判所が設置されたが容疑者が引き渡されず、公正な裁判が行われなかった。そのため我が国は、ICCの各国裁量的な側面が一番の問題点であると考えている。

まず、我が国は、ICCからの逮捕・引き渡し要請に応じるように各国に強く要請する。ICCの要請に応じない場合、その原因や改善計画を締約国会議内で書面で提出させ、改善策を国際社会全体で考慮していくべきである。また、ICCの要請に経済的・技術的問題で応じることが不可能な国に対し、先進国や国際機関は資金支援や技術提供を行うべきである。

次に、ICC検察局の調査範囲を拡大することを強く要請する。具体的には、事件の重大レベルを、ローマ規定に定められている4つの犯罪や補完性原則等を基準として判断するガイドラインを作成することを提案する。重大な事件に関しては、対象国が根拠に基づく非常に強い拒否を示していなければ、ICC検察官、弁護士、専門家、現地の関係者による調査チームをICCが派遣する。また、各国のプライバシーを守るために、チームの撤退期限を定めたい。

そして、財政の問題については、締約国会議内で、その1年間で支払うべき拠出金を支払わなかった国、その具体的状況や原因などを報告し議論することを提案する。

これらの新システムについて、各国は拒否権を持っているが、できる限りの協力を要請したい。そのためには、協力国へのインセンティブを行いたい。非協力国への制裁を行うと、各国の経済影響が紛争の悪化などにつながるリスクがあるためだ。インセンティブにより、国内の法整備や経済への良影響が生じ、正の連鎖を確立できる。

ICCは国家主権を尊重する国際裁判所であるが、その状況に甘んじて、国際社会や他国への影響を顧みない国家主権の行使がみられることは問題である。

我が国は、現状よりも国家主権の制限範囲を拡張し、国際刑事責任の追及に重きを置くべきだと考えている。

Trinidad and Tobago

トリニダード・トバゴは、1989年に国連総会で常設国際刑事裁判所の設立を提案した国であり、1998年のローマ規程採択後、2002年よりICC加盟国として、その理念の実現に強い責任を負ってきた。武力ではなく法によって世界の秩序を守るというICCの理念は、軍事力を持たない小国にとっても国際社会に貢献できる道を示すものである。

しかし、ICCは重大な課題を抱えている。第一に、独自の警察組織を持たないため逮捕状の執行を加盟国の協力に依存しており、非協力的な国がある場合、容疑者が逃れる事態が生じている。第二に、逮捕から判決まで5年から10年を要する審理の長期化が、被害者や加盟国双方の負担となっている。第三に、ウクライナ問題への対応をめぐる判事や検察官が指名手配や入国禁止といった政治的圧力を受け、独立性が脅かされる事例も見られる。

これらを踏まえ、当国は以下を提案する。第一に、逮捕状発行から180日以内に対象国が対応状



況を報告する義務を課し、履行状況を締約国会議へ自動的に共有する仕組みを設ける。あわせてCARICOMなど地域単位での逮捕協力ネットワークを構築し、罰則ではなく可視化によって協力を促す。第二に、加盟国の拠出金をGNIに基づく経済力に応じた割合とし、財政基盤を安定させる。急激な負担増を避けるため段階的な移行期間を設け、非加盟国が任意で拠出した場合にはオブザーバー参加権など限定的な恩恵を与え、緩やかな普遍化を図る。第三に、79カ国・地域の共同声明の前例に倣い、ICC関係者への一方的な政治的圧力・制裁を認めず、締約国が共同でこれに対抗する共通ルールを設け、独立性を確保する。

これらの提案は、財政的に厳しい発展途上国には負担軽減を、資金力のある先進国には実効性強化という具体的な恩恵をもたらすものであり、幅広い支持を得られると考える。トリニダード・トバゴは、これらの改革を通じてICCの理念と現実の乖離を埋め、より実効性の高い国際刑事司法制度の実現に向けて、引き続き主導的な役割を果たしていく。

Ukraine

ウクライナは2025年に国際刑事裁判所（ICC）に加盟しました。2022年にロシアが侵攻してから、ICCはウクライナ領内における戦争犯罪・人道に対する罪について正式捜査を開始し、2023年にはプーチン大統領への逮捕状を出しました。しかし逮捕状は今もなお執行されていません。大統領がICCの加盟国を訪れても逮捕されなかった例もあります。この現実、ICCが「独自の執行力を持たない」という構造の界を鮮明に示すものであり、各国の協力に頼るしかないという大きな弱点があるからです。

そこでウクライナは、次の3つを提案します。第一に、締約国の非協力に対する実効的なフォローアップ制度の構築です。逮捕状を無視した国に対し、はっきりとした対応をする仕組みを作ることが必要です。第二は、判事・検察官の独立性の保護です。裁判官や検察官が非締約国による制裁を受けても仕事を続けられるよう、締約国で連帯して法的・実務的支援を行う仕組みを作る。そして第三に、財政的自立の強化です。ICCの活動資金が特定の国に頼りすぎないように、分担金の安定的な確保が必要です。

なお、ウクライナ自身も加盟の際、第124条に基づく経過的宣言を行い、7年間、自国民による戦争犯罪についてICCの管轄権を留保していますが、これは戦時下という特殊な状況における限定的な措置であり、戦争中の自国の兵士を守るためです。この経験からも、国内事情と国際的責任追及の両立がいかに困難であるかを理解しており、だからこそ制度の実効性と独立性を高めることが、すべての締約国にとっての共通利益であると考えています。

ウクライナは、EU加盟国をはじめとするICC支持国、そしてアフリカ諸国を含むすべての締約国と協力し、地域的な公平性にも配慮した現実的かつ実効性ある決議の採択を目指す所存です。「不処罰なき世界」という理念を、形式的な宣言ではなく、機能する制度として実現するために、建設的な議論にしていきたいです。



United Kingdom

国際刑事裁判所(ICC)は、ジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪及び侵略犯罪について、国際社会が「不処罰を許さない」という理念を具体化するために設立された重要な国際司法機関である。一方で、逮捕状の執行不足、加盟国への協力依存、政治的圧力、財政基盤の脆弱性などの課題により、その実効性と独立性が十分に確保されているとは言えない。英国は、ICCの理念を維持しつつ、現実的かつ実行可能な制度改革を進める必要があると考える。

論点1について、英国はICC自身の強制権限を拡大するのではなく、加盟国間の協力体制を強化することが実効性向上への最も現実的な方法であると考えている。そのため、ICC協力国支援制度を通じて司法能力構築や国内法整備支援を推進するとともに、INTERPOL等の既存ネットワークを活用した執行協力体制を強化したい。また、EU、AU等の地域機構との定期協議を推進し、地域事情を踏まえた協力を拡大することで、国家主権への配慮と国際刑事司法との調和を図るべきである。

論点2について、英国はICCの独立性と信頼性の確保を重視する。政治的圧力から判事・検察官を守るため、締約国会議(ASP)を通じた共同声明や外交的支援など、既存制度を活用した保護体制の強化を提案する。また、ICCの安定的な活動を支えるため、分担金制度を基本としつつ、自発的拠出の透明性向上や厳格な監査制度を通じて財政基盤を強化することが重要である。

英国は、ICC改革は新たな巨大組織や過度な権限拡大ではなく、既存制度を改善し、加盟国の能力構築と相互協力を深化させることで実現すべきであると考えている。

会議では、ICC支持国のみならず、地域的偏りや主権への懸念を抱く国々とも積極的に対話を行い、共通の利益を見いだしたい。特に、アフリカ諸国との信頼醸成や地域機構との連携強化を重視し、「司法の独立性」「国家主権への尊重」「実効性の向上」の三要素を両立させる決議案の作成を目指す。英国は、現実的かつ持続可能な制度改革を通じ、ルールに基づく国際秩序と「不処罰なき世界」の実現に貢献する意思を有する。

Venezuela